

医療計画に記載されている医療機関名の更新について

1 「別 表」 1 愛知県地域保健医療計画 (8) 「周産期医療」の体系図に記載されている医療機関名

(現在)

医療圏	周産期母子医療センター	分娩を実施している医療機関		健診のみを実施している医療機関	
		病院	診療所	病院	診療所
知多半島	市立半田病院	市立半田病院 藤田病院 厚生連知多厚生病院 常滑市民病院 東海市民病院	ふたばクリニック 広渡レディースクリニック 広川レディースクリニック 産院いしがせの森 友田クリニック 原田レディースクリニック	知多市民病院	山田医院 東海医院 野畑医院 森川医院 茶谷産婦人科

(更新後)

医療圏	周産期母子医療センター	分娩を実施している医療機関		健診のみを実施している医療機関	
		病院	診療所	病院	診療所
知多半島	市立半田病院	市立半田病院 藤田病院 厚生連知多厚生病院 常滑市民病院 東海市民病院	ふたばクリニック 広渡レディースクリニック 広川レディースクリニック 産院いしがせの森 友田クリニック 原田レディースクリニック	知多市民病院	山田医院 東海医院 野畑医院 森川医院

2 関係要領

愛知県地域保健医療計画更新事務取扱要領

(目的)

第1 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画及び愛知県医療圏保健医療計画の別表（以下「別表という。」）に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

(基本方針)

第2 医療機関名の更新は少なくとも年1回は行うものとする。ただし、第5に定めるものは、随時更新するものとする。